物品販売等にあたって

春日井市民会館および文化フォーラム春日井(春日井市文芸館)において物品の販売等を行う場合、次の点に注意してください。

- 1 「物品販売等承認願」を提出して〈ださい。
- 2 物品販売等は催物に関係のあるもののみとします。
 - (1) 春日井市民会館および文化フォーラム春日井・視聴覚ホールの場合 催しの内容と関係のあるものの販売および展示
 - 【例1】ピアノ演奏会のとき、演奏される曲のCDや楽譜を販売する。
 - 【例2】歌舞伎鑑賞会のとき、鑑賞の助けとなるパンフレット等を販売する。

出演者と関係のあるものの販売および展示

- 【例1】講演会のとき、講師の著述した書籍を販売する。
- 【例2】演劇鑑賞会のとき、劇団の関連グッズを販売する。
- (2) 文化フォーラム春日井・ギャラリーの場合

催しの内容と関係のあるものの販売(展示作品の販売を除きます。)

- 【例1】展示している作品を掲載した図録を販売する。
- 【例2】展示している作品をモチーフとした絵葉書、雑貨等を販売する。 出品者と関係のあるものの販売(展示作品の販売を除きます。)
- ■【例1】過去に出品者が参加した展覧会の図録を販売する。
- 【例2】出品者の作品をモチーフとした絵葉書や雑貨等を販売する。
- 3 設営にあたっては施設職員の指示に従って〈ださい。
 - (1) 非常時に備え、消防用設備等(非常口·誘導灯·消火栓等)または通路を遮蔽 しないでください。
 - (2) 設営の規模が大きい場合、安全を確認するため、あらかじめ配置図等を提出していただくことがあります。
- 4 その他
 - (1) 当日券をロビー等で販売する場合は、「物品販売等承認願」の提出は不要です。
 - (2) 許可に付けられた条件に従ってください。